

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

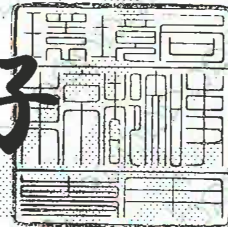
氏名 大谷清運株式会社
代表取締役 二木 玲子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年10月27日

許可の有効年月日 令和13年10月26日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上5種類)

イ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類 (以上1種類)

ウ 圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず (以上3種類)

(いずれの産業廃棄物も、廃乾電池、廃蛍光灯、特定家庭用機器再商品化法対象物及び空きびんを除く。)

2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷九丁目8番9号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 10月 27日 新規許可

令和 6年 10月 27日 更新許可 第4回

令和 8年 3月 4日 変更届 施設の廃止 (東京都足立区入谷八丁目14番29号)

処分の方法 (選別圧縮) の廃止

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

都認定番号: 6-23-C0018

産廃エキスパート



(裏面)

許可番号 第13-20-010573号

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目8番9号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|---------------------------|---------|---------|-------------|-------|---------|
| 破 碎 | 廃プラスチック類 | 4.64t/日 | 8.17t/日 | 平成22年3月9日 | ----- | ----- |
| | 紙くず | 6.96t/日 | | | | |
| | 繊維くず | 2.32t/日 | | | | |
| | 金属くず | 32.4t/日 | | | | |
| | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 34.8t/日 | | | | |
| 破 碎 | 廃プラスチック類 (廃電子記録媒体に限る。) | 0.10t/日 | ----- | 平成22年3月9日 | ----- | ----- |
| 圧縮梱包 | 廃プラスチック類 (廃ペットボトルを除く。) | 1.92t/日 | ----- | 平成26年10月14日 | ----- | ----- |
| 圧縮固化 | 廃プラスチック類 | ----- | 2.52t/日 | 平成22年1月22日 | ----- | ----- |
| | 紙くず | ----- | | | | |
| | 木くず | ----- | | | | |

(以下余白)